

議事要旨(5) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋専門研究員より、これまでの過年度遡及修正専門委員会における検討状況について、6月公表予定の「検討の整理」の前半部分を中心に説明が行われた。説明の概要は以下のとおり。

- ・論点整理で取り扱っていた廃止事業の報告、四半期開示及びセグメント情報に関する遡及処理については取り扱っていない。
- ・定義について、国際的な会計基準の内容も加味した「会計上の見積り」と「誤謬」の定義や、「会計方針の変更」と「表示方法の変更」の区別については、さらに検討を続ける予定である。また、「会計基準等」には、特定の業界固有の法令等が含まれるのか、議論がある。なお、従来「遡及修正」としていた「遡及処理」は、誤謬の訂正のみを意味するよう感じられるという意見が多数あったため、表現を変更している。「誤謬」については、その重要性は会計基準ではふれないものの、本基準案全般において一般的な重要性は考慮される点については、結論の背景の中に記載する方向である。
- ・会計方針の変更に関する取扱いについては、遡及適用により新しい会計方針のベースでの比較可能性が確保されているため、以前の会計方針のベースで算定した当期の財務諸表に関する影響額の注記を求めない方向の文案としているが、遡及適用を行わない場合には、当該影響額を開示すべきではないかという意見もある。また、未適用の会計基準等に関する注記は、利用者への有用な情報提供のため、開示を求めることとしている。
- ・個別財務諸表への適用に関しては、特段の取扱いを設けない方向の文案としている。

当該説明に対する委員等からの主な質問及び事務局からの回答は以下のとおり。

- ・「会計基準等」の定義について、定義する必要があるか、また日本公認会計士協会が公表した研究報告や省庁が規定したものも含まれるのか、質問があった。事務局からは、IAS や米国基準はある程度具体例を網羅的に記載していることから、専門委員会では、その記載ぶりと同様にすることに賛成する意見があったという説明があった。
- ・「修正再表示」の定義について、実務では、restatement を、誤謬だけではなく表示の組替え等も含む広い意味で使用しているため、誤解を招くという意見があった。事務局からは、IAS や米国基準の現在の規定では、誤謬の修正の場合にのみ使用しているという説明があった。
- ・「未適用の会計基準等に関する注記」の定めについて、米国では当該事項を会計基準で定めているわけではないため、本基準案で定める事項ではないのではないかという意見や、会計基準のコンバージェンスで新しい会計基準等が次々に公表されるため、実務負

担が大きいのではないかという意見があった。事務局からは、米国では SEC の規定で定めているものの、IAS では会計基準の中で定めており、定性的な影響のみの開示でも有用性があると考えられることから会計基準の中に含める案を提示しているという説明があった。また、当該規定が監査対象となるのか、質問があり、事務局からは、財務諸表の注記として開示しているため、監査対象となると考えられるが、IAS や米国基準の下では、影響は概算額での開示が多いため、実務でも耐え得るという見方があることや、専門委員会において、企業が業績予想を公表しながらも新会計基準の影響額を注記しない場合の整合性の問題が指摘されている旨の説明があった。

以 上